

終章 区民主体の身近な街づくりを進めるために

- I. 地域の街づくりにおける都市整備方針の位置づけ …… 122
- II. 区民主体の身近な街づくりの実現に向けて …… 124

終章 区民主体の身近な街づくりを進めるために

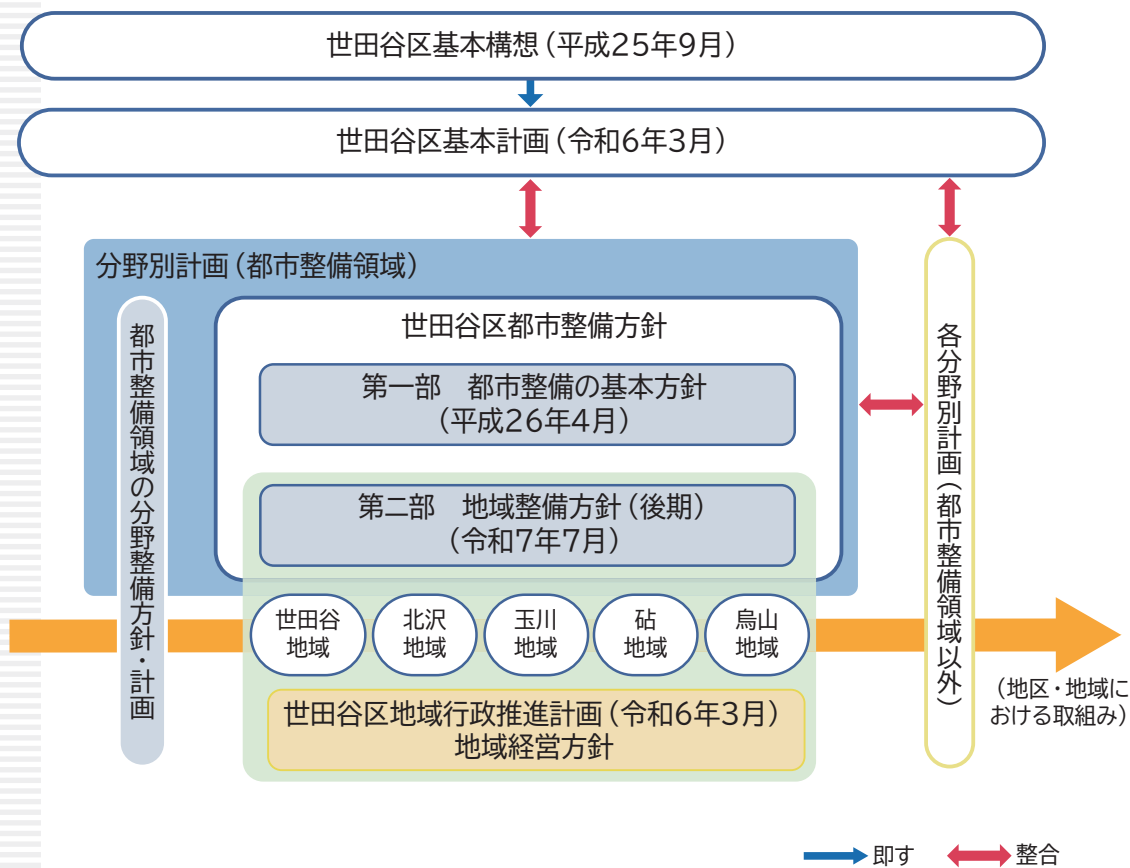
I. 地域の街づくりにおける都市整備方針の位置づけ

世田谷区では、区役所のほかに5つの地域に総合支所、28地区にまちづくりセンターを設置し、地域の実情や区民の声を受け止め、きめ細かな行政サービスやまちづくりを行う「地域行政制度[※]」を平成3（1991）年から導入しています。令和4（2022）年には、区政運営の基盤である地域行政制度について、地区がその要となるよう改革することを目的に「世田谷区地域行政推進条例[※]」（以下、「推進条例」といいます。）を制定しました。

また、「推進条例」に基づき令和6（2024）年3月には「世田谷区地域行政推進計画」を策定し、地域行政の推進に関する施策等を進める上で基本的な考え方と施策の方向性、具体的取組み等を示しました。

「地域整備方針（後期）」における身近な街づくりは、「世田谷区地域行政推進計画」との整合を図り、実施するとともに、「世田谷区実施計画」や分野別整備方針・計画の行動計画等に基づき進行管理を進めます。

世田谷区地域行政推進計画との関係性

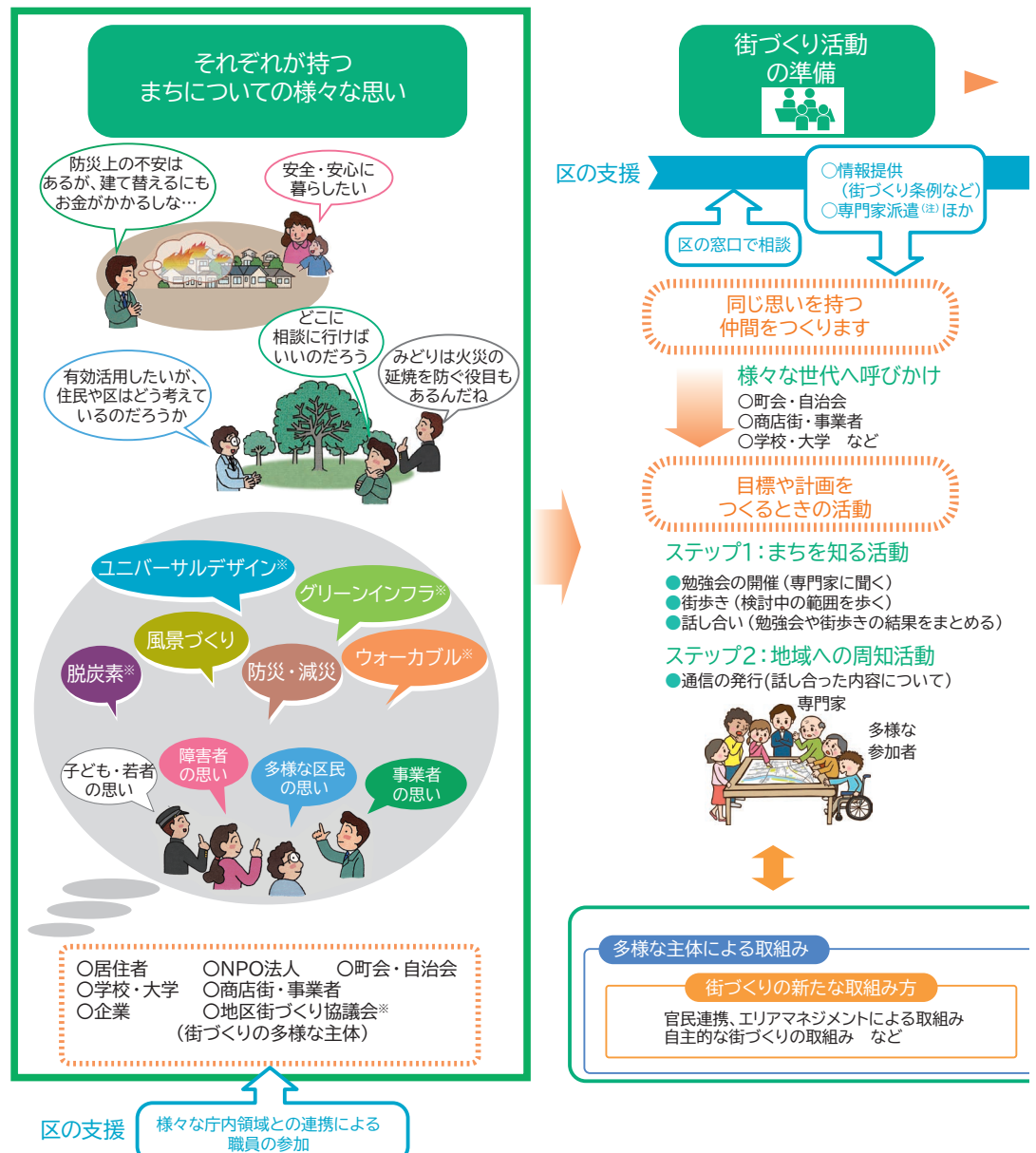


II. 区民主体の身近な街づくりの実現に向けて

区民主体の身近な街づくりを実現するために、区民と事業者と区の責務を明確化するとともに、区民・事業者・区の協働の街づくりをより一層進めます。

- 「世田谷区地域行政推進計画」において定める各地域経営方針の実現や地区の個性を活かしつつ、より住みやすいまちにしていくためには、地区の住民などが中心となる区民主体の街づくりを進めることが大切です。
- 誰もがお互いを尊重しながら、区民一人ひとりが担い手となり、区民主体の街づくりを進めていくことが大切です。
- 街づくりは、10年、20年先の「あるべきまちの姿」を共有し、その実現に向けた取組みを区民主体で進めていくものであるため、次代の社会を担う子ども・若者の街づくりへの参加がとても大切です。
- 区民主体の街づくりは、「地域整備方針（後期）」における「地域のテーマ別の方針」を重ね合わせて示したように、様々な主体が連携して総合的に進めていくことが大切です。

身近なまちづくりの進め方のイメージ



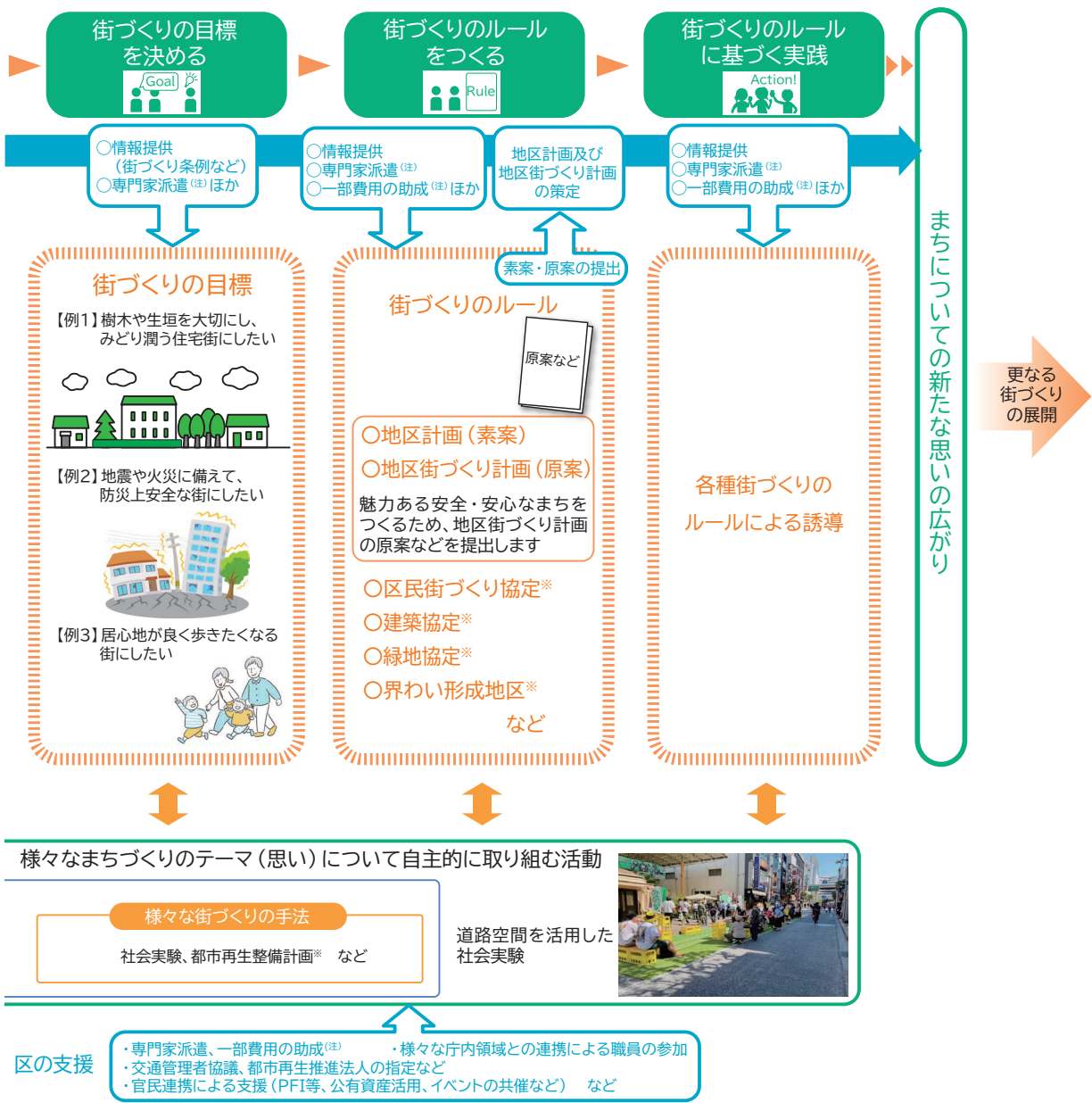
区は、子ども・若者を含むすべての区民が街づくりに関心を持ち、子ども・若者も街づくりに参加しやすい工夫をしながら、区民主体の身近な街づくりを実現するために、次のような取組みを進めていきます。

○区全域において区民主体の新たな街づくりを進めていくため、多様な主体による自主的な街づくり活動を支援する仕組みの充実を検討していきます。

○アクションエリアにおいては、引き続き、法令に基づく地区計画[※]や地区街づくり計画[※]などによる「街づくりのルール」を活用するとともに、地域の魅力や価値を高める区民・事業者が主体となる自主的なエアーマネジメント[※]の取組みや、「地域のまちの姿」の実現に貢献している官民連携[※]など、区民主体の新たな街づくりについても推進していきます。なお、アクションエリアの展開においては、序章における「アクションエリアの関係性」や「地域全体における地区の街づくりの考え方」に示すよう取組みを進めます。

○このため、「世田谷区街づくり条例[※]」に基づき、様々な支援を行うとともに、必要に応じて、隣り合う地区や隣接する他区市、東京都など関係機関との調整等に努めます。

(注)「世田谷区街づくり条例」に基づくものです



アクションエリアの総括図



アクションエリア *概ねの範囲を示している

地区計画*などを策定し、街づくりを進めている地区* (一部、地区計画や地区街づくり計画などが策定されている地区を含む)	
地区計画や地区街づくり計画などが策定されている地区において、 更なる街づくりの検討を行い、街づくりを進めている地区	
地区計画や地区街づくり計画などが 策定されている地区	
既に策定された 地区計画などに基づき、 街づくりを進めている地区	
土地区画整理事業*が完了した区域で、 地区計画が策定されている地区	

アクションエリア以外の地区についても、街づくりの気運の高まりなどに応じて、新たに街づくりの検討を行う。

都市高速鉄道の整備状況

	整備済
	事業中
	未整備

高速道路の整備状況

	整備済
	事業中
	事業中(大深度地下*と なる概ねの区間)

都市計画道路・主要生活道路*の整備状況

	幹線道路*		主要生活道路		整備済・概成
	地区幹線道路*		主要生活道路		事業中(個別対応事業適用路線*を含む)
	地区幹線道路*		主要生活道路		優先整備路線*
	地区幹線道路*		主要生活道路		未整備

—— 鉄道・駅

アクションエリアの記載について

アクションエリアの番号	「地域整備方針(後期)」の記載ページ
世田谷地域 1-①～1-⑫	P38～41
北沢地域 2-①～2-⑫	P56～59
玉川地域 3-①～3-⑫	P75～78
砧地域 4-①～4-⑫	P96～98
岡山地域 5-①～5-⑫	P115～118

この地図は、「世田谷区白地図データベース」を使用して作成している。「世田谷区白地図データベース」の著作権は、国際航業(株)に帰属する。

地域整備方針（後期）と都市整備の基本方針との関係性

「地域整備方針（後期）」の策定に当たり時点修正等を行ったことにより、「都市整備の基本方針」と異なることとなった以下の事項は「地域整備方針（後期）」を優先します。

- （2ページ）序章「Ⅰ．位置づけ・体系」の「1．都市整備方針の位置づけ」に示す「都市整備方針の位置づけ」
- （3ページ）序章「Ⅰ．位置づけ・体系」の「2．体系」の「都市整備方針の計画体系」に示す「都市整備領域の分野別整備方針・計画」及び「都市整備領域以外の方針・計画」の名称
- （6ページ）序章「Ⅳ．計画期間と次回の改定について」
- （13・14ページ）第1章「Ⅱ．世田谷区をとりまく状況」
- （22ページ）第1章「Ⅳ．街づくりの主な課題と対応」の「みどりとみずの保全・創出と環境との共生」に示す「【環境と共生した低炭素都市づくりへの対応】」
- （34ページ）第2章「Ⅱ．都市づくりの骨格プラン」の「2．新たな機能を持つ拠点等」に示す「（2）保健福祉の街づくり重点ゾーン」
- （37ページ）第2章「Ⅱ．都市づくりの骨格プラン」の「都市づくりの骨格プラン」に示す「みどりの拠点」、「みどりの拠点（点在型）」
なお、みどりの拠点の名称、範囲は、「世田谷区みどりの基本計画」を反映している。
- （41ページ）第2章「Ⅲ．土地利用構想」の「土地利用構想」に示す「住宅ゾーンⅡ（住宅ゾーンⅠ以外の住宅ゾーン）」、「主な公園・緑地（概ね3ha以上）」、「大規模な敷地（公共公益施設、住宅団地等）（概ね4ha以上、複数の敷地が連坦するものも含む）」
- （45ページ）第2章「Ⅳ．都市施設配置構想」の「都市施設配置構想」に示す「都市計画公園・緑地（開設）及び（未開設）」、「広域避難場所」
- （51ページ）第3章「Ⅰ．安全で災害に強いまちをつくる」の「Ⅰ．安全で災害に強いまちをつくる」方針図に示す「重点整備地域」、「広域避難場所」、「避難所（区立小・中）」
- （51ページほか）第3章「Ⅰ．安全で災害に強いまちをつくる」の「Ⅰ．安全で災害に強いまちをつくる」方針図などに示す「豪雨対策モデル地区」
- （56ページ）第3章「Ⅱ．みどり豊かで住みやすいまちをつくる」の「～基本的な考え方～」に示す「低炭素都市化への対応」
- （57ページ）第3章「Ⅱ．みどり豊かで住みやすいまちをつくる」の「Ⅱ．みどり豊かで住みやすいまちをつくる」方針図に示す「主な公園・緑地」、「水辺再生事業・構想重点整備区域」、「土地区画整理事業を施行すべき区域（うち未施行区域）」
- （63ページ）第3章「Ⅲ．活動・交流の拠点をもつまちをつくる」の「Ⅲ．活動・交流の拠点をもつまちをつくる」方針図に示す「商業関連施設（商店街）」、「みどりの拠点」、「みどりの拠点（点在型）」

- (69ページ) 第3章「IV. 地域資源の魅力を高めるまちをつくる」の「IV. 地域資源の魅力を高めるまちをつくる」方針図に示す「主な公園・緑地」、「1,000㎡以上の樹林地が敷地内にある寺社」、「文化財」
- (73ページ) 第3章「V. 誰もが快適に移動できるまちをつくる」の「V. 誰もが快適に移動できるまちをつくる」方針図に示す、「都市計画道路・高速道路」、「大規模な公園」、「主要な公共公益施設」
- (76ページ) 第3章「V. 誰もが快適に移動できるまちをつくる」の「5. 交通環境の質を高める」に示す「低炭素都市づくり」
- (82ページ) 第4章「II. 総合的な街づくり行政の推進」の「2. 執行能力を高める」に示す「各テーマ別方針と主な分野別整備方針の関係」の「分野別整備方針」の名称
- (83ページ) 第4章「II. 総合的な街づくり行政の推進」の「3. 様々な領域との連携を図る」に示す「低炭素社会をつくる」
- 資料編「II. 用語解説」の「新たな防火規制区域」、「一団地の住宅施設」、「延焼遅延帯」、「温室効果ガス」、「景観重要公共施設」、「広域避難場所」、「国分寺崖線」、「敷地面積の最低限度」、「主要生活道路」、「準工業地域」、「生産緑地／生産緑地地区」、「生物多様性」、「世田谷・みどりのフィールドミュージアム」、「専用住宅」、「地域行政制度」、「地区幹線道路」、「特定整備路線」、「都市復興プログラム」、「不燃領域率」、「東京都の防災都市づくり推進計画」、「保存樹木・保存樹林地（制度）」、「水と緑の風景軸」、「みどり率」の解説
- 資料編「II. 用語解説」の「豪雨対策モデル地区」は「地域整備方針（後期）」において「流域対策推進地区」に用語を変更。同様に「電線類の地中化」は「無電柱化」に用語を変更